

「特定の版面」に対象を限定した権利について

平成 25 年 7 月 5 日

1. 「特定の版面」に対象を限定した権利に係る提言¹

- 当事者の特約により、特定の版面に対象を限定した上、その複製利用などにも拡張することを可能にする（企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応）。
- 特定の版面は、紙だけではなく電子的なフォーマットも含む。
- 非著作物や保護期間が満了した著作物について権利を拡張するものではない。

2. 関係団体ヒアリング意見概要

「出版者への権利付与等」に係る関係団体ヒアリング意見概要²参照。

3. 出版関連小委員会における議論状況（概要）

【委員からの意見】

- 企業内複製やイントラネットでの利用許諾などに対応するためか、何らかの版の違法コピーに対処するためか、権利を必要とする理由の整理が必要。
- 企業内複製については、公益社団法人日本複製権センターが一定の効果を上げており、雑誌の違法コピーを止めるためであれば、出版権そのもので押さえられるのではないか。

【金子委員への質疑応答】

問 版面を作らなかった出版者に対しても、権利の設定は可能か。

答 可能である。版面を誰が作ったかは、まったく重要ではない。

問 著作権者は、出版者 A と出版許諾契約を締結し、出版者 A は版面を作成した。その上で、著作権者は、出版者 A が作成した版面と同一の版面について、出版者 B と「特定の版面」に係る権利を設定した事案において、出版者 B が当該版面の利用を第三者に許諾し、対価を得た場合、出版者 A は、著作権者又は出版者 B との間で別途合意がない限り、当該版面の利用による対価に関し、分配を得ることはできないのか。

答 分配を得ることはできない。

4. 検討事項

- 「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化の理由及びその必要性。
- 「特定の版面」の対象。

(以 上)

¹ 「出版者の権利のあり方に関する提言」（第 1 回出版関連小委員会 配布資料 [資料 5](#)）及び「『出版者の権利のあり方に関する提言』に関する補足説明」（第 2 回出版関連小委員会 配布資料 [資料 10](#)）参照。

² 第 3 回出版関連小委員会 配布資料 [参考資料](#)参照。